

広島県告示第七百九十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和七年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

福山市芦田川漁業協同組合

2 住所

福山市草戸町四丁目一番二号

二 免許番号

内水共第五十五号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年一月一日

改 正 後

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。ただし、組合が指定するオンラインシステムにより行うこともできる。

3～4 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第3条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具 , 漁 法	統数又は規模	遊 漁 料
ふ な	手釣, さお釣, たも網		1日 600円 1年 3,000円
	(略)	(略)	(略)
う な ぎ	手釣, さお釣, たも網		1日 600円 1年 3,000円
	(略)	(略)	(略)

2 前項の規定にかかわらず、納付した遊漁料の額以下の漁具、漁法は遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

納付場所	住 所
<u>福山市芦田川漁業協同組合</u> (Tel : 084-924-1285)	<u>福山市草戸町四丁目 1－2</u>

(遊漁承認証に関する事項)

第4条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証 (オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

改 正 前

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣, さお釣, たも網, 投網, うなぎ筒, うなぎ籠 (全て船使用を含む) の遊漁による場合には、口頭とするものとする。

3～4 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第3条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同項に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 , 漁 法	統数又は規模	遊 漁 料
ふ な	手釣, さお釣, たも網		1日 400円 1年 1,800円
	(略)	(略)	(略)
う な ぎ	手釣, さお釣, たも網		1日 400円 1年 1,800円
	(略)	(略)	(略)

2 遊漁料の納付は、福山市草戸町四丁目1-2福山市芦田川漁業協同組合事務所 (電話924-1285) においてしなければならない。

ただし、手釣, さお釣, たも網, 投網, うなぎ筒, うなぎ籠 (全て船使用を含む) による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第4条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証 (以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2（略）

附 則
この規則は令和8年1月1日から施行する。

2（略）